

奈良県告示第二百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
天理市乙木町（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び天理市役所防災安全課
天理市中山町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び天理市役所防災安全課
天理市中山町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び天理市役所防災安全課
天理市岩屋町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び天理市役所防災安全課
天理市石上町（〇〇一）土石流警戒	次の平面図のと	奈良県奈良土木事務所、

<p>区域</p>	<p>天理市豊井町（〇〇一）土石流警戒区域</p>
<p>おり</p>	<p>次の平面図のとおり</p>
<p>天理市役所防災安全課 及び奈良市役所危機管理課</p>	<p>奈良県奈良土木事務所 及び天理市役所防災安全課</p>

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。